

荒廃農地利用加速化事業補助金交付要綱

制定 令和5年5月16日付け農計第56号

(趣旨)

第1条 知事は、農業生産の基盤である農地の確保及びその有効利用を図るため、荒廃農地を引き受け、営農を再開するために農業者等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において荒廃農地利用加速化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の対象経費、補助率等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率は別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 沖縄県内の市町村長（以下「市町村長」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年度知事が定める日までに交付申請書（別記様式第1号）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のう

え、適正と認めるときは速やかに交付決定を行い、市町村長に対しその旨を通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、別に交付の条件を付するものとする。

(事業計画変更等の申請)

第5条 市町村長は、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、あらかじめ変更等承認申請書（別記様式第2号）を知事に提出し、事前に承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は交付の条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第6条 市町村長は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までに、交付申請取下げ書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払申請)

第7条 市町村長は、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第8条 市町村長は、補助事業の遂行状況について、知事が報告を求めたときは、速やかに遂行状況報告書（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 市町村長は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書（別記様式第6号）を知事に提出しなければならない。

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした市町村長は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした市町村長は、第1項の実績報告書を提

出した後において、消費税及び地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

- 4 市町村長は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日から速やかに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第10条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、市町村長に通知するものとする。

- 2 知事は、補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その越える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該返還命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付されない場合には、知事は未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の精算払申請）

第11条 市町村長は、補助金の精算払を受けようとするときは、精算払請求書（別記様式第8号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第12条 知事は、次に掲げる事項に該当する場合には、第4条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）市町村長が、法令、知事が別に定める実施要綱及び実施要領並びに本補助金交付要綱に基づき処分、又は指示に違反した場合
- （2）市町村長が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- （3）市町村長が、補助事業に関して不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- （4）交付の決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がある場合

なくなった場合

- 2 知事は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第3項の規定を準用する。

(証拠書類等の保管)

第13条 市町村長は、補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が終了した日が属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

(書類の経由)

第14条 この要綱に基づき知事に提出する書類は一部とし、所轄農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附 則

本要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和7年3月31日に失効する。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第2条関係）

区 分	補助対象経費	補助率	事業実 施主体	重要な変更	
				経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
<p>荒廃農地 利用加速 化事業</p>	<p>荒廃農地を活用して農業 生産活動を行うための再生 作業に要する樹木の伐採・ 伐根などの障害物除去、深 耕、整地及びそれら工事と 併せて行う土壌改良に係 る、次に掲げる経費。</p> <p>(1)資材費 (2)機械経費（リース料等） (3)工事雑費（保険料） (4)委託費 (5)労務費 (6)その他知事が認める諸 経費</p>	<p>1 / 2以内 ただし、補助金は1a 当たり1万円かつ1件 当たり100万円を限度 とし、1a未满是、切 り捨てる。</p>	<p>市町村</p>	<p>事業費の 30%を超え る増減</p>	<p>1 補助事 業の中止又 は廃止 2 事業実 施場所の変 更</p>